

受動喫煙防止対策の強化について（厚生労働省の「基本的な考え方の案」）

未定稿

○ 受動喫煙の防止が平成15年に健康増進法の「努力義務」とされてから10年以上経過したが、飲食店や職場等での受動喫煙は依然として多く（※）、「努力義務」としての取り組みでは限界。

※飲食店では約4割、職場では約3割を超える非喫煙者が、受動喫煙に遭遇。

⇒ 国民の8割を超える非喫煙者を受動喫煙による健康被害から守るため、多数の者が利用する施設等の一定の場所での喫煙の禁止と、管理権原者への喫煙禁止場所の位置の掲示等を義務づける。

1. 喫煙禁止場所の範囲

- (1) 主として特に健康上の配慮を要する者が利用する施設（医療施設、小中高校等）は敷地内禁煙
- (2) 大学、老人福祉施設、体育館、官公庁施設、バス、タクシー等は屋内・車内禁煙（喫煙専用室設置も不可）
※体育館等の運動施設のうち、興行場法上の「興行場」にも該当するものは(3)に分類する。
- (3) 集会場、飲食店、事務所、鉄道等は屋内・車内禁煙としつつ喫煙専用室（省令で定める技術的基準に適合したもの）を設置可
※ ただし、飲食店のうち、小規模（●㎡以下）のバー、スナック等（主に酒類を提供するものに限る）は、喫煙禁止場所としない（管理権原者が喫煙を認める場合には、受動喫煙が生じうる旨の掲示と換気等の措置を義務付け）。

○ 以下の場所は、喫煙禁止場所としない。

- ①個人の住宅、旅館・ホテルの客室、老人福祉施設の個室等
- ②たばこの小売販売業の許可を受けて主に喫煙の用に供する場所（いわゆるシガーバー、たばこの販売店）
- ③たばこの研究開発の用に供する場所
- ④演劇等の用に供する舞台の場所

2. 施設等の管理について権原を有する者等の責務

多数の者が利用する施設及び乗物の管理権原者等に対して、①喫煙禁止場所の位置等の掲示義務、②喫煙禁止場所における喫煙器具・設備（灰皿等）の設置の禁止義務、③喫煙禁止場所での喫煙者への喫煙の制止の努力義務 等の責務を課す。

3. 施設等の利用者の責務

施設等の利用者に対して、喫煙禁止場所における喫煙を禁止する。

4. 義務違反者に対する罰則の適用等

上記1～3の義務に違反した者に対し、都道府県知事等は勧告や命令等を行い、違反した場合には罰則（過料）を適用する。

5. 施行期日等

- (1) 施行日は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日（2019年9月のラグビーワールドカップに間に合うよう）
- (2) 制度施行時に既に設置されている喫煙専用室について、施行後5年間、一定の基準を満たすものの存置を認める。
- (3) 施行後5年を目途に制度全般について検討を行う。

受動喫煙防止対策 施設類型ごとの取扱い（各国比較）

未定稿

厚生労働省案

施設の類型		基本的な考え方の案 （東京） 2020年夏季		中国 （北京） 2008年夏季	カナダ （バンクーバー） 2010年冬季	英国 （ロンドン） 2012年夏季	ロシア （ソチ） 2014年冬季	ブラジル （リオデジャネイロ） 2016年夏季	韓国 （ピョンヤン） 2018年冬季	米国 （ニューヨーク）	フランス	ドイツ （ベルリン）
小中高		敷地内禁煙		敷地内 禁煙〔注2〕			敷地内 禁煙		敷地内禁煙 〔注3〕		敷地内禁煙	敷地内禁煙
医療施設									屋内禁煙 （喫煙専用室 設置も不可）			
大学、運動施設		屋内禁煙 （喫煙専用室設置も 不可）										
官公庁												
劇場等のサービス 業施設、 事務所（職場）		原則屋内禁煙 （喫煙専用室設置可）		屋内禁煙 （喫煙専用室 設置も不可）	屋内禁煙 （喫煙専用室 設置も不可）	屋内禁煙 （喫煙専用室 設置も不可）	屋内禁煙 （喫煙専用室 設置も不可）	屋内禁煙 （喫煙専用室 設置も不可）	原則 屋内禁煙 （喫煙専用室 設置可）	屋内禁煙 （喫煙専用室 設置も不可）	原則 屋内禁煙 （喫煙専用室 設置可）	原則 屋内禁煙 （喫煙専用室 設置可）
ホテル、旅館 （客室を除く）												
飲 食 店	食堂、 ラーメン店等	原則 屋内禁煙 （喫煙専用 室設置可） （●㎡超）		喫煙専用 室が無くても 喫煙可 〔注1〕（●㎡以下）								
	居酒屋等											
	バー、 スナック等								喫煙専用室 が無くても 喫煙可			喫煙専用室 が無くても 喫煙可 （75㎡未満） 〔注4〕
バス、タクシー		車内禁煙 （喫煙専用室設置も 不可）							車内禁煙 （喫煙専用室 設置も不可）			車内禁煙 （喫煙専用室 設置も不可）
鉄道、船舶		原則車内禁煙 （喫煙専用室設置可）							原則 車内禁煙 （喫煙専用室 設置可）			原則 車内禁煙 （喫煙専用室 設置可）

【注1】小規模（●㎡以下）のバー、スナック等（主に酒類を提供するものに限る）が該当。いわゆる居酒屋や、主に主食を提供する飲食店（食堂、ラーメン店等）は含まない。
また、店内で喫煙を認める場合には、受動喫煙が生じうる旨の掲示と換気等の措置を義務付ける。

【注2】児童病院等以外の医療機関では屋外に喫煙コーナーを設置可。

【注3】建物の屋上や各施設の出入口から10m以上離れている場所には喫煙室を設置可。

【注4】喫煙可であることの表示義務、18歳未満の者の立入禁止といった要件がある。

※ 国によって、施設区分における対象外施設や例外を設けている。